

税制改正大綱 ～住宅ローン控除、賃上げ促進税制～

昨年の12月14日に令和6年度税制改正大綱が閣議決定されました。

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、1月号でお伝えした所得税・個人住民税の定額減税の実施や、賃上げ促進税制の強化が行われます。

今回はその中から、住宅ローン控除と賃上げ促進税制の改正についてお伝えしていきます。

子育て世帯の住宅ローン控除の拡充

住宅ローン控除について、令和6年限りの措置として、子育て世帯及び若者夫婦世帯に限り、借入限度額が上乗せされます。また、令和6年12月31日以前に建築確認済の新築住宅を対象として、床面積要件が50㎡から40㎡へ緩和されます。

子育て世帯は19歳未満の子を有する世帯、若者夫婦世帯は夫婦いずれかが40歳未満の世帯と定義されています。

<入居年>

2022(R4)年

2023(R5)年

2024(R6)年

2025(R7)年

控除率：0.7%

与党大綱

R7年度税制改正にて
R6と同様の方向性で検討

借入限度額	新築住宅・買取再販	長期優良住宅・低炭素住宅	5,000万円	4,500万円 子育て世帯・若者夫婦世帯※ :5,000万円【今回改正内容】	4,500万円
		ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円 子育て世帯・若者夫婦世帯※ :4,500万円【今回改正内容】	3,500万円
		省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円 子育て世帯・若者夫婦世帯※ :4,000万円【今回改正内容】	3,000万円
		その他の住宅	3,000万円	0円 (2023年までに新築の建築確認：2,000万円)	
	既存住宅	長期優良住宅・低炭素住宅 ZEH水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅	3,000万円		
		その他の住宅	2,000万円		
控除期間		新築住宅・買取再販	13年(「その他の住宅」は、2024年以降の入居の場合、10年)		
		既存住宅	10年		
所得要件		2,000万円			
床面積要件		50㎡(新築の場合、2024(R6)年までに建築確認：40㎡【今回改正内容】(所得要件：1,000万円))			

※「19歳未満の子を有する世帯」又は「夫婦のいずれかが40歳未満の世帯」

与党大綱

R7年度税制改正にてR6と同様の方向性で検討

賃上げ促進税制の強化

賃上げ促進税制とは、企業が賃上げを実施した場合に賃上げ額の一部を法人税などから税額控除できる制度です。

今回の改正により、最大税額控除率が、大企業・中堅企業は 35%、中小企業は 45% にアップしました（改正前は大企業・中堅企業は 30%、中小企業は 40%）。今回改正された税制は、2024 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度が適用対象となります。

主な改正点は、以下の 5 点です。

- 大企業向けは、更に高い賃上げ率の要件（5%、7%）を創設。
 - 中小企業向けは、赤字企業の賃上げ後押しに向け、5 年間の繰越控除措置を創設。
 - 中堅企業向けの新たな枠を創設。
 - 雇用の「質」も上げる形での賃上げの促進に向け、
 - ・教育訓練費を増やす企業への上乗せ措置の要件を緩和。
 - ・子育てとの両立支援、女性活躍支援に積極的な企業への上乗せ措置を創設。
- 現行の賃上げ促進税制よりも長い 3 年間の措置期間とする。

【措置期間：3 年間】⑤

大企業	継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	④ 税額 控除率	両立支援 ・ 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
	+ 3 %	10%					
	+ 4 %	15%		5 % 上乗せ	プラチナくるみん or プラチナえるぼし	5 % 上乗せ	35%
	① + 5 % + 7 %	20% 25%	+ 10%				
中堅企業	継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 ・ 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
	+ 3 %	10%		5 % 上乗せ	プラチナくるみん or えるぼし三段階目以上	5 % 上乗せ	35%
	+ 4 %	25%	+ 10%				
中小企業	全雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 ・ 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
	+ 1.5%	15%		10% 上乗せ	くるみん or えるぼし二段階目以上	5 % 上乗せ	45%
	+ 2.5%	30%	+ 5 %				

② 中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の 5 年間の繰越しが可能。

今回の件について不明点などございましたら、弊所担当者までお尋ねください。

